

財務省告示第百五十八号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平	成十九年四月二十五日に発行する利付国債の発行	条件等を次のとおり告示する。	平成十九年四月二十四日	財務大臣 尾身 幸次	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額																				
							利付国庫債券（五年）（第六十三	回）	財政法（昭和二十二年法律第三	十四号）第四條第一項及び平成	十九年度における財政運営のた	めの公債の発行の特例等に関す	る法律（平成十九年法律第二十	五号）第二條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱い及び取得による発行	額面金額で六百億円	うち、財政法第四條第一項の規	定に基づき発行する利付国債に	ついては、額面金額で九十九億	八千百万円、平成十九年度にお	ける財政運営のため公債の発	行の特例等に関する法律第二條	第一項の規定に基づき発行する	利付国債に規定に基づき発行する	で五百億千九百万円

六 払込金額 六百一億千四百万円  
七 最低額面金額 五百万円

八 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九 発行日 平成十九年四月二十五日  
十 募集の価格 額面金額百円につき百円十九銭

十一 利率 年一・二パーセント  
十二 経過利率 額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に、  
額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 36}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の

十三 初期利子  
 平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.2}{2} \times 1$$

十四 第二期利子以後の利子  
 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  
 平成二十四年三月二十日額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 平成十九年四月十七日から平成十九年四月十九日まで  
 平成十九年四月二十五日  
 払込期日  
 募集期間  
 払場所  
 元利金支額  
 償還金額  
 償還期限  
 十七  
 十六  
 十五  
 十四  
 十三